

令和2年度 事業計画

1. 基本方針

本会が現在の福祉センターに於いて介護保険事業を展開し始めて、まる20年が過ぎようとしています。

この間、3年毎に改正される介護保険制度に対応し、通所介護・訪問介護・居宅介護支援の三事業を進めて参りました。当初は、介護報酬にも恵まれて事業収益を上げていたようですが、平成19年度辺りから、事業運営も厳しくなり平成25年度からは3期連続して赤字経営となりました。平成28年度からは少し持ち直して落ち着いた状況で推移しておりましたが、令和元年は三事業合わせての収支は、マイナスとなり訪問介護、居宅介護支援事業は、単独での事業運営は厳しく通所介護事業からの運営資金の補填で事業が成立している状況にあります。全国的にも多くの介護事業所が同じように経営が厳しく、また介護職員の募集をかけても応募がないことに頭を痛めています。

しかし、東彼杵町における本会の介護保険事業の果たす役割は大きく、社協として半公共的な立場から、体力が続く限り継続し義務を果たさなければならないと考えています。2020年は、日本でオリンピックが開催され色々な感動を味わうことになるでしょう。その感動に負けない介護サービスを目指して職員一人一人が、「元気と笑顔と誠実」を基本として努めます。

次に地域福祉については令和2年7月より東彼杵町より生活支援体制整備事業（支えあいのある町づくり事業）を受託し事業展開して行くこととなっております。社協としてこれまで築いてきた人と人との繋がりをフルに活用してこの事業を進めて行くこととなりますが、町民の方々や行政のご支援、ご協力をいただいで軌道に乗れるように展開して参ります。

この一年は、社協にとってとても重要な日々となりますが、職員一丸となって、それぞれの事業を進めて行きます。

2. 事業内容

1) 法人運営事業

- ① 運営基盤強化のため理事会、評議員会、各種委員会を定期的に開催する。
 - ・理事会 決算、事業報告等に関する理事会を令和2年5月開催
予算、事業計画等に関する理事会を令和3年3月開催
その他必要に応じて開催する。
 - ・評議員会 理事会承認事項を受けて開催する。
 - ・監査 令和元年度決算、事業報告に関する監査を5月に受ける。
 - ・評議員選任・解任委員会 必要に応じて開催する。
 - ・正副会長会 必要に応じて開催する。
 - ・貸付審査委員会 必要に応じて開催する。
- ② 関係機関、福祉団体等との連携を強化し、情報交換等を行いながら協力体制を確立する。
東彼杵町、東彼杵町教育委員会、民生委員児童委員協議会等
- ③ 職員の資格挑戦に向けた支援を行い、各種研修会へ積極的に参加する。
職員の現在の資格取得の状況は以下のとおり。(令和2年3月現在)
社会福祉士：3名、 介護福祉士：8名、 介護支援専門員：5名、
社会福祉主事：3名、 看護師：3名、 栄養士：2名、 調理師：1名

2) 地域福祉推進事業

- ① ふれあいいいききサロン運営事業へ助成と活動支援を会員のニーズに合わせて行う。(地域福祉)
- ② 町内在住の一人暮らし老人や高齢者夫婦の皆さんを対象に、民生委員児童委員協議会や食事サービスボランティアの協力により年9回配食型食事サービスを実施する。(共同募金)
- ③ 子育て支援事業として、東彼杵町からの案内を受けて、乳児相談に来られる生後3～4カ月の赤ちゃんにすこやかな成長を願い、衛生用品等を贈る。(共同募金)
- ④ 民生委員児童委員協議会の協力により、見守り、声かけを目的とした要援護者ネットワークの見直しを行う。
- ⑤ 調理困難な高齢者夫婦や独居者で配食を希望される方に対して「おせち弁当」を無料で配食する。(12月31日配食、歳末たすけあい)
- ⑥ 社協だより「ひだまり」を定期的に発刊する(年6回発刊予定、地域福祉・共同募金)
- ⑦ 社会福祉充実計画の4年目の事業を計画に沿って実施する。

3) 各種相談事業

①心配ごと相談事業

心配ごと相談所を開設し、相談日は、毎月10日とする。日曜日に重なった場合は、前日の土曜日に開設する。

②無料弁護士相談事業

無料弁護士相談所を開設し、相談日は、偶数月の第3水曜日とし、年に6回開設する。

③福祉相談、介護保険事業の相談

相談解決に向け、それぞれ専門的視野から支援する。

4) ボランティアセンター事業・福祉教育の推進

①ボランティア団体への助成を含めた支援を行う。(共同募金)

②ボランティアに関する相談への対応やボランティア保険の加入手続き、事務処理を代行する。

③町内小中学校へ福祉関係授業等の講師として福祉教育に関する講義や指導、助言を行う。

④ボランティア活動への関心を深めるとともに、福祉教育を推進するためにふくし協力校の指定を行い助成する。

⑤町内小・中学生を対象とした「こどもふくしセミナー」を実施する。

子どもの頃から福祉に触れる機会を作り、子どもたちの豊かな心を育むための福祉教育の推進。令和2年度は5回目の開催を予定。(共同募金)

⑥災害ボランティアを育成・推進するために、県社協の協力を得ながら行う。

⑦社会福祉士、介護福祉士実習生を受け入れ、福祉関係人材育成の支援を行う。

5) 福祉団体支援活動

①民生委員児童委員協議会

定例会への参加、関連事業への協力及び情報提供、資金貸付事業の連携。要援護者ネットワーク作成と見直し、食事サービスへの支援、協力等を依頼する。

②老人クラブ連合会

町老連事務局を担当し各種事業の企画・実施への支援、スポーツ大会の開催。平成29年度から実施している「声かけ隊活動」の支援を継続し、更なる充実を図る。令和2～3年度は、郡老連の事務局を担当する。

③母子寡婦福祉会

事業への支援と助成を行い、研修会等への参加をする。

④身体障害者福祉会

事業への支援と助成を行い、研修会等への参加をする。

⑤彼杵・千綿地域婦人団体連絡協議会

事業への支援と助成を行う。

6) 各種募金活動

①日赤社資： 5月 一戸当たり 500円

②社協会費： 7月 一戸当たり 500円

特別会員1口 5,000円

賛助会員1口 3,000円

団体会員1口 3,000円

③24時間テレビチャリティー募金

町内コンビニや個人商店に募金箱を設置し募金活動を行う。

④共同募金：10月 一戸当たり 450円

⑤歳末たすけあい：12月

おせち弁当の財源として活用する。

以上の会費や募金等のお願いをして、その浄財は、適切な事業配分を実施する。

7) 各種資金の貸付事業

①福祉資金（10万円まで） 町単事業

②生活福祉資金 県社協受託事業

民生委員や関係機関と連携しながら資金貸付と相談支援を一体的に行う。

8) 受託事業

①東彼杵町総合会館福祉センター管理運営事業

②在宅高齢者等「食」の自立支援事業

調理困難な高齢者等に対して、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスの取れた昼食及び夕食を提供して、健康維持、安否確認、孤独感の解消を図る。

③日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業、令和元年9月より）

判断能力が不十分なため、日常生活に困っている方に対して自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行う。

④介護予防ケアプランの作成

⑤要介護認定訪問調査

⑥生活支援体制整備事業（支えあいの町づくり事業、令和2年7月より予定）

9) 役職員・職員の資質向上のための各種研修会への参加

①長崎県長寿社会課、長崎県社会福祉協議会、長崎県市町社協連絡協議会等の研修会へ積極的に参加する。

②郡三町セミナー、町セミナー等の研修会へ参加する。

③事業所独自の検討会やケース検討会を定期的を実施する。

④交通安全講習、危機管理講習等業務に直結した研修会を実施する。

10) 介護職員処遇改善

介護職員処遇改善加算として受給する加算金を介護職員全員の給与に改善手当として支給し、介護職員の処遇改善を図る。

また、令和元年10月よりスタートした介護職員等特定処遇改善加算も規定どおり支給する。

11) 介護保険事業

本年度の各介護保険事業の重点項目（目標）

◎通所介護事業所

- ①個別機能訓練の充実を図る。
- ②利用者様に楽しんでいただける東彼杵町通所介護事業所を目指す。

◎訪問介護事業所

- ①利用者様との連携を取り信頼関係を築く。
- ②法令遵守に沿った支援を行う。

◎居宅介護支援事業所

- ①介護保険制度やケアマネジャーの業務の広報活動を通して、当事業所の認知度を高める。
- ②日頃からの社協窓口での対応をより一層丁寧に行い、利用しやすい窓口となるように努める。
- ③本会各事業所への希望、苦情等は、迅速に報告、検討、対応し改善に努める。

12) 地域支援プロジェクト

本会の中堅職員で構成されたチームで、事業所の職域を超えて新たな事業の提案や、地域支援等を行うことを目的とする。

- ① プロジェクト会議開催（月1回）
- ② 広報・PR活動
ホームページ、facebookへの投稿等により広く活動を知ってもらう。
- ③ 『笑活（ワラカツ）』事業
いきいきサロン・老人会など地域へ出向きレクリエーションを指導。

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人 東彼杵町社会福祉協議会